平成２５年（フ）第３７０号
静岡県藤枝市高柳１丁目６番16号　エステートＩ高柳305号
債務者　伊藤さおり（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８６号
静岡市葵区羽鳥３丁目14番29号
債務者　川崎　文裕
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６９号
栃木県宇都宮市富士見町10番１号　第１宿舎６号棟301号室、前住所栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1207番地８
債務者　信田　雅直
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４００号
栃木県宇都宮市東町315番地
債務者　佐藤　三郎
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２２号
栃木県栃木市惣社町1619番地
債務者　毛塚　健次
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２３号
栃木県下野市下古山１丁目16番地５
債務者　小川　晃裕
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市駒生町1735番地１　グランシャリオＫ－Ｂ202、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1177番地13　光コーポ102号
債務者　蓬田　健治
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４０号
栃木県宇都宮市一の沢２丁目３番４号　県営一の沢住宅２号棟43号室
債務者　水間　一夫
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９７号
岡山市北区内山下１丁目８番21―603号
債務者　四俵　壽郎
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１６号
岡山市南区箕島1640番地89
債務者　加藤　大祐
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２０号
栃木県宇都宮市若松原３丁目５番６号　さくらハイツ205号室、前住所栃木県宇都宮市西川田５丁目20番１号
債務者　田嵜　徹哉
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２１号
栃木県宇都宮市若松原３丁目５番６号　さくらハイツ205号室、前住所栃木県宇都宮市西川田５丁目20番１号
債務者　田嵜真知子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４号
長野県佐久市岩村田2022番地１　レオパレスシェーモア104号
債務者　田中　博幸（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４１２号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目20番６－５号
債務者　笛田エジこと　フエタエジ（ＦＵＥＴＡ　ＥＤ）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
栃木県宇都宮市双葉３丁目18番２号　東原市営住宅６号棟45号室、前住所栃木県宇都宮市芦沼町1317番地１
債務者　つけもの工房ますやこと　齊藤　健一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係